

石川県原子力環境安全管理協議会議事録

1. 日 時：平成19年5月14日(月) 13時30分～15時45分

2. 場 所：石川県庁11階1102会議室

3. 出席者：22名(名称略)、事務局、説明者他

4. 議事概要

(1) 志賀原子力発電所1号機臨界事故について北陸電力(株)から、事故等専門委員会のとりまとめ結果について片岡委員長から、国の対応状況について原子力安全・保安院から説明があった。

(委員) 国際原子力評価尺度(INES)では、事象である。事故と事象という言葉の使い方によって、誤解を与えているのではないか。

(保安院) INES上では事象である。事象という言葉は一般になじみが薄く、よりポピュラーな事故という言葉を使っている。

(委員) 正確な用語で、事象とするのが良いと思う。

(保安院) 事故、事象の使い方によって、より理解のしやすい方を使っていきたい。

(委員) 志賀町民の信頼回復の第一歩は地域に溶け込むことにある。このことに対する北陸電力の姿勢を聞きたい。

(電力) 信頼回復は本当に困難である。一步一步、地元の皆さんに理解を得るように、住民の皆さんと一体となって、信頼回復に最大限の努力を図っていく。

(委員) 原子力発電所の安全に対し、国が一元的に責任を持っている。保安院として、町民に分かりやすい形で説明をしていただきたい。

(電力) 要望があれば、説明していく。

(委員) 今後の発電所の安全性や地元住民の信頼回復などに対し、県はどのように取り組んでいくのか。

(石川県) 志賀町と共に、原子力発電所の安全対策について、これまでも努力を図ってきた。今後は、再発防止対策がより実効性のあるものとなるように、県民の安全・安心が確保されるよう安管協を通して確認を行っていききたい。

(委員) 安管協を、年1回地元で開催して欲しい。

(石川県) 委員の方の都合もあるが、今後、出来る限り要望に添うよう取り組んでいく。

(委員) 今後、信頼回復が重要。行動計画の策定等について、今後どのような対応としているのか。

(電力) 5月21日を目途に行動計画を策定し、その実施状況について、安管協で説明していく。

(委員) 隠さない企業風土づくりについては、外部の人に対し、情報が常に分かるような仕組みが必要。

(電力) トラブルが起きた際には、それを直ぐに国の方に知らせる仕組みを作ることとし、その後、トラブルの内容について、しっかりと確認を行うこととしている。

(委員) 事業者の社内だけでなく、協力会社の中でも、ものが言いやすい仕組みを作ることが大切。

(電力) 社員だけでなく、協力会社の社員も意見を出しやすいようにしていきたい。

(委員) 社員が立地町に移り住む際、子どもの教育対策が心配だと思う。立地町にはより一層の充実をお願いしたい。

(志賀町) 工業団地に多くの企業を誘致している。その際、教育についても充実を図っているところであり、今後とも努力していく。

(会長) 臨界事故の発生原因の究明や、事故の影響評価などは概ね問題はない。再発防止対策において、具体的な行動計画の策定といった課題が残っている。協議会として、今後の策定する行動計画及びその実施状況について、引き続き、確認をしていく。保安院に対し、北陸電力の実施する再発防止対策がより実効性のあるものとなるよう、しっかりとした指導・監督を是非お願いするとともに、今後実施する特別な保安検査の結果等について、協議会において説明をお願いする。

(2)平成18年度第4四半期保安検査結果について、原子力安全・保安院志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(3)前回の議事録(案)について、意見等があれば5月21日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

以 上